

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案要綱

第一 農業経営基盤強化促進法の一部改正

一 農地保有合理化事業の拡充

農地保有合理化事業に次に掲げる事業を追加するものとする。

1 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業

2 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業等に係る農用地等を利用して行う農業経営の改善に必要な資金の出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する

事業

(第四条第二項第二号の二及び第三号関係)

二 農用地利用改善事業の拡充

(一) 農用地利用規程の規定事項に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な

事項、構成員の役割分担に関する事項等を追加するとともに、その認定要件を見直すものとする。

(第二十三條第二項及び第三項関係)

(二) 第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）から農用地利用規程が適当であ

る旨の認定を受けた団体は、その農業上の利用の程度が著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者等である当該団体の構成員に対し、認定農業者を利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができるものとする。

（第二十四条第一項関係）

(三) 特定農業法人及び特定農業団体は、農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（第二十四条第二項関係）

三 基本方針の規定事項の拡充

都道府県知事は、基本方針において、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項を定めるものとする。

1 遊休農地（農地であつて、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれるものをいう。以下同じ。）の農業上の利用の増進に関する基本的な事項

2 六の特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

(第五条第二項第四号関係)

四 基本構想の規定事項の拡充

市町村は、基本構想を定める場合には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 遊休農地の農業上の利用の増進に関する次に掲げる事項

イ 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるもの(以下「要活用農地」という。)の所在

ロ 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

2 六の特定法人貸付事業に関する次に掲げる事項

イ 要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域

ロ 特定法人貸付事業の実施主体

ハ 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準

二 特定法人と締結する協定に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

(第六条第二項第五号及び第六号関係)

五 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

(一) 特定遊休農地である旨の公告

同意市町村の長は、要活用農地が特定遊休農地である旨を通知しようとする場合において、過失がなくて通知を受けるべき特定遊休農地の農地所有者(使用収益権を有する者がある場合には、その者以下「農地所有者等」という。)を確認することができないときは、当該要活用農地が特定遊休農地である旨を公告するものとする。

(第二十七条の二第一項関係)

(二) 特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行う者の拡充

同意市町村の長は、特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行う者として、農地保有合理化法人に加え、市町村又は特定農業法人で農林水産省令で定める要件に該当するものを指定できるものとする。

(第二十七条の三第二項関係)

(三) 都道府県知事の調停

1 第二十七条の三第三項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、(二)の指定を受けた者は、協議を行う旨の通知があつた日から起算して二月以内に、都道府県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請することが出来るものとし、都道府県知事は、当該申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

(第二十七条の四第一項及び第二項関係)

2 都道府県知事は、調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、同意市町村の長に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならないものとし、調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(第二十七条の四第三項及び第四項関係)

(四) 特定利用権の設定

1 都道府県知事が三の2の勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、(二)の指定を受けた者は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地につ

いて、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。3及び4において同じ。）の設定に関し裁定を申請することができるものとする。こと。

（第二十七条の五関係）

2 都道府県知事は、1の申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る特定遊休農地の農地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見を提出する機会を与えなければならないものとする。こと。

（第二十七条の六第一項関係）

3 都道府県知事は、1の申請に係る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、2の意見書の内容その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその特定遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが基本構想の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。こと。

（第二十七条の七第一項関係）

4 都道府県知事は、3の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならないもの

とし、当該公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなすものとする。

（第二十七条の八第一項及び第二項関係）

措置命令

（五）

1 同意市町村の長は、特定遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積^{たい}その他政令で定める事由により、当該特定遊休農地の周辺における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができるものとする。

（第二十七条の十二第一項関係）

2 1の命令に違反した者について三十万円以下の罰金に処するものとする。

（第三十九条関係）

3 同意市町村の長は、1の場合において、次のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障

の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができるとすること。この場合において、ロに該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならないものとする。

イ 支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた特定遊休農地の農地所有者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

ロ 支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないとき。

ハ 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
(第二十七条の十二第三項関係)

4 同意市町村の長は、支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、当該特定遊休農地の農地所有者等に負担させることができるものとする

こと。

（第二十七条の十二第四項関係）

六 特定法人貸付事業の創設

- （一） この法律において「特定法人貸付事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村又は農地保有合理化法人が特定法人（農業生産法人以外の法人であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）に対し農用地の貸付けを行う事業をいうものとする。

1 その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものであること。

2 その法人が三の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められるものであること。

（第四条第四項関係）

- （二） 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施主体は、四の二のイの区域（市街化区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地地区の区域を除く。）を除く。）において、当該区域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認めるときは、当該区域内の農用地について農業上の利用

を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事業を行うものとする。

（第二十七の十三第一項関係）

（三） 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を特定法人（実施主体が農地保有合理化法人である場合にあっては、特定法人及び同意市町村）と締結するものとし、特定法人が当該協定に違反した場合には、貸付契約を解除することができるものとする。

（第二十七の十三第二項及び第三項関係）

（四） 特定法人が特定法人貸付事業の実施によって賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合及び同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受ける場合について、農用地利用集積計画を定めることができるものとする。

（第十八条第三項第二号関係）

第二 農地法の一部改正

一 第一の一の一の信託の引受けを行う事業について、農地法第三条第一項の特例を定めるものとする。

と。

（農地法第三条第一項関係）

二 第一の五の三の調停について、農地法第三条第一項の特例を定めるものとする。

（農地法第三条第一項関係）

三 第一の五の四の特定利用権について、農地法第三条第一項、第六条第一項、第十九条及び第二十条第一項の特例を定めるものとする。

（農地法第三条第一項等関係）

四 第一の六の特定法人貸付事業について、農地法第三条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第二十条第一項及び第八項の特例を定めるものとする。

（農地法第三条第一項等関係）

第三 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

一 農業振興地域整備計画の決定手続の見直し

（一） 市町村又は都道府県は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、公告の日から三十日間縦覧に供しなければならないものとする。

（第十一条第一項等関係）

（二） （一）の公告を行った市町村又は都道府県の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振

興地域整備計画の案について、当該市町村又は都道府県に意見書を提出することができるものとする
こと。
(第十一条第二項等関係)

(三) 市町村又は都道府県は、農業振興地域整備計画を定めたときは、(二)により提出された意見書の要旨
及び当該意見書の処理の結果を公告しなければならないものとする。 (第十二条第一項関係)

二 特定利用権の関連規定の整理

特定利用権について農業振興地域の整備に関する法律中の関連規定を削るものとする。

(第十五条の七から第十五条の十四まで関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの
とすること。
(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。